

平成27年度 第1回橿原市人権審議会会議録

日 時：2015（平成27）年7月8日（水） 午前10時00分～12時00分

場 所：橿原市役所4階 委員会室

出席委員：蘆村修委員、上田勝弘委員、上田剛委員、大北かずすけ委員、米田勝彦委員、坂根満委員、
島本郁子委員、たけだやすひこ委員、鄭順子委員、寺前耕一委員、西谷幸一郎委員、
福西満委員、榎谷佐千代委員、森田英嗣委員、

欠席委員：奥田寛委員、小西満洲男委員、佐々木育子委員、宗川文雄委員、辻本正教委員、
吉田由華委員
（五十音順）

出席者：森下市長、岡崎副市長、吉本教育長、西村危機管理監、杉田総合政策部長、
西田総務部長、北嶋生活環境部長、福角まちづくり部長、田原生涯学習部長、
鶴田市民文化部長、松村市民文化副部長、吉田教育総務副部長、庵坂企画政策課長、
鈴木飛騨コミュニティセンター所長、西村大久保コミュニティセンター所長、
西田人権教育課長

事務局：青木人権政策課長、北村人権政策課長補佐、永長人権係長、阪田主査、本塚人権政策指導員
傍聴者：1名

議 題：【協議事項】「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の書式内容の検討
外国人施策について

【報告事項】平成27年度人権審議会の年間計画
差別事象の報告

【その他】

（司会）

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様方には、公私ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
本日の進行を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは最初に、市長よりご挨拶を申し上げます。

（市長）

おはようございます。大変お忙しいところ、このようにご出席をいただきまして本当にありがとうございます。
また普段は橿原市のいろんな各分野におかれまして人権行政にご尽力いただいておりますこと、重ねて感

謝申し上げたいと思います。本日は、「人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の内容の検討と、「外国人施策」についてご審議いただくことになっております。世情はその度が変わってまいりますけれど、我々のポリシーというものは揺るぎのないものであって、それに伴いましてしっかりとご意見を頂戴したいと考えております。真摯に受け止めさせていただいて、人権文化の社会、我々が考えている社会というものの実現に向かって、鋭意努力してまいりたいと考えておりますので、諸先輩方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(司会)

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。座って失礼します。お手元にあります名簿順に、ご紹介させていただきますが、役職は省略させていただきますのでご了承ください。

蘆村 修委員でございます。

上田勝弘委員でございます。上田委員につきましては、平成27年6月10日付でご就任いただいております。

上田剛委員でございます。

大北かずすけ委員でございます。大北委員につきましては、平成27年3月2日付でご就任いただいております。

奥田寛委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

小西満洲男委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

米田勝彦副会長でございます。

坂根満委員でございます。

佐々木育子委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

島本郁子委員でございます。

宗川文雄委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

たけだやすひこ委員でございます。たけだ委員につきましては、平成27年3月2日付でご就任いただいております。

鄭順子委員でございます。

辻本正教委員におかれましては、本日所用のため欠席をされておられます。

寺前耕一委員でございます。

西谷幸一郎委員でございます。

福西満委員でございます。福西委員につきましては、平成27年6月5日付でご就任いただいております。

榎谷佐千代委員でございます。

森田英嗣会長でございます。

吉田由華委員におかれましては、本日所用のため欠席されておられます。

本日は市側より、市長、副市長、教育長をはじめ関係部長、さらに檀原市人権問題啓発推進本部の関係課長も出席しておりますが、市長につきましては、公務のためここで退席させていただきますのでご了承ください。

【資料の確認、マイクの使用説明】

本日の出席14名、欠席6名でございますので、「橿原市人権審議会規則」第5条第2項に基づき、出席者過半数により、本審議会が成立することを申し上げ、ただ今から平成27年度第1回人権審議会を開会いたします。また、今回も「橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱」に従い、本審議会および会議録を公開させていただいてよろしいでしょうか。

【『異議なし』の声】

(司会)

異議なしということで、公開をさせていただきます。また、本審議会は会議録を作成するため音声を録音させていただきます。

本日の傍聴でございますが、傍聴希望の方が1名おられますので、許可してよろしいでしょうか。

【『結構です』の声】

(司会)

結構ですということで、許可をいたします。

それでは、橿原市人権審議会規則第5条第1項により「会長が会議を招集し、その議長となる」となっておりますので、以降の進行は、会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

(会長)

では皆さん、改めておはようございます。先ほど市長さんからお話がありましたように、人権施策というのは、私たちのまちのあり方だとか生き方だとかそういうことに非常に大きく関わる問題でありますので、しっかりとここで審議させていただいて、橿原市の施策に反映できるようにしていきたいと思っております。本日もよろしくをお願いいたします。また、お忙しい中、朝からお集まりいただいておりますので、できるだけ多く方からのご意見を伺えることができたかと思っておりますので、この点も含めてお願いいたします。

それでは、本日の議題に早速入らせていただきます。議題の協議事項「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の書式内容の検討についてということでございます。これは、これまでこの書式について改善の余地があるのではないかというご意見が出たところでございますので、本日改善のご提案をいただくということになっております。では、事務局よろしく申し上げます。

【『「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」の書式内容の検討』について事務局より説明】

(会長)

はい、ありがとうございます。今ご説明いただいたところですけど、最近の評価の時代と申しますか、私も大学で授業などをしているときも、評価できないものは「やらなかったと一緒だ」みたいな言われ方があるくらい、非常に評価が大切な時代となってきました。もちろん評価疲れということもあるんですが、この評価というのは市民の支持を得るためにも、とても大事なものになってくるんじゃないかというふうに思います。ここに、どのようなことをして、どのような結果であったかを報告されますけれども、この資料自体、市民の方もご覧になるというようなことですので、わかりやすく、やったこと、そして目標・成果とかが分かりやすく記述されていることが大事であると思います。本日その書式の改善ということで、皆様にご審議いただきたいということでございます。まず、一点確認ですけれど、これは人権の施策に関する事業の特別な書式だと考えさせていただいてよろしいでしょうか。つまり、橿原市さんは他にも色々な事業をされていると思うんですけど、人権に関しての事業の書式として、また独立して作っていただけるということでございますね。それで

よろしいですね。

(人権政策課長)

今、会長がおっしゃられましたように、櫃原市で実施しております事業の中で、人権に関わるものを取りまとめて作成いたしております。

(会長)

はい、ありがとうございます。ということで、各課さんでいろいろされていることを、まとめていただくんですけど、人権に関しては、特に分かり易く書式を考えていただくということで、今日のご提案になっていると考えていただければと思います。それでは委員の皆様、今のような前提でございますけれども、ご意見等お聞かせいただければと思います。

(委員)

今、例のところを見せていただいたんですけど、対象という③番ですね。対象のところに「市民等」ってあるんですけど、この「等」はどういう意味を持つのでしょうか。

(人権政策課長)

この「市民等」とさせていただいているのは、外国人市民の方も含めた中で、「等」というふうに入れさせていただいています。

(委員)

外国人も市民という感覚で私はおるんですけども、この「等」というところをつけるということは、反対に何かちょっと違和感を持つのです。用紙の中にも、外国人は市民であるというふうに書かれていますので、市民の対象になると思って、

(会長)

はい、今の件、お願いします。

(市民文化部長)

今、委員がおっしゃいました外国人の方、今当然市民でございます。「市民等」につきましては、櫃原市の方へ勤務されている方もおられますし、こういう機会から市外からは是非とも来たいという方もおられます。そういう意味の「等」でございます。以上でございます。

(会長)

よろしいでしょうか。それ以外いかがでございますでしょうか。今、ご質問をいただいたので、まず質問からいただきますでしょうか。その後、理解した上で、ご意見等をいただくようにしたいと思います。

本日、前の方を見ていただきますと、拡大で書式を提示していただいておりますので、このところがということをおっしゃっていただければ、みんなで確認できるようにしていただいておりますので、何なりといただければと思います。いかがですか。

(委員)

⑥番の分野のところなんです。ここで1から11まであるんですが、1は「人権全般」になっております。11は「さまざまな人権」になっているんですが、ここは、どのような違いで考えていこうと思っておりますか。教えてください。

(人権政策課長)

この様式の中での分野の部分でございますが、これは橿原市の基本計画の中で、「人権全般」から「さまざまな人権」の分類分けをさせてもらっております。この基本計画に対応する形で、この書式を作らせていただいております。

(会長)

具体的には、

(人権政策課長)

具体的には、この緑色の冊子をお配りさせていただいております11ページに「さまざまな人権」が出てきております。6ページから11ページに分類分けし、最終10ページのところで「さまざまな人権」という形で載せさせていただいております。それと、基本計画の中でもそういう形で載せている状況です。

(会長)

はい。今の件につきまして、引き続きございますか。

(委員)

「さまざまな人権」というのは、この人権審議会が始まった頃にもっと細かく出てたんです。分類的に、今申し上げることはできないんですけど、もっと細かく出てたんですよ。それはどうかなというのが、当時の出席なさった委員から問題が出て、それはちょっとおかしいのではという意見がありました。今、ちょっと公的な場だから具体的には言えないんですけど、たぶん事務局に、一番初めの資料が残っていると思います。今さら、繰り返す訳ではないんですけどね。そこで統括して「さまざまな人権」ということになったんじゃないのかなと思うんです。以上です。

(会長)

はい。人権政策課お願いします。

(人権政策課長)

委員がおっしゃられるように、人権課題があると思います。基本計画の「さまざまな人権」の中の最後のところで、新たに明らかになった人権等についても、やはり取組を進めていかなければならないということで載せております。

(委員)

可能性として、また違う分野の何か人権に関わる差別事象なり問題事象が出たときには、この中に入る可能性もあるということも含んでますよね。今、「さまざまな人権」には、いろんな角度、時代によっていろんな角度が出てくると思うので、そこにも対応していく指針を持っているんだという意味の「さまざまな人権」というコーナーを作っておられるのかなという、私自身の認識なんですけど、どうでしょうか。

(人権政策課長)

「人権全般」につきましては、この基本計画に全てに関わる部分という形で位置づけておまして、「さまざまな人権」、おっしゃっておられるいろんなこれからの人権課題が出てくると、例えば、東北の原発問題等で今問題となっていること等いろんな人権課題が出てきた時に、やはり人権の取組として進めていく必要があるということで、基本計画の中で謳っているということでございます。

(会長)

最後、委員からご指摘のあった1番と11番の違いというのは、もう一回ご説明しますとどういう感じにな

りますか。11番は個別の「さまざまな課題」であるということ。はい、どうぞお願いします。

(人権政策課長)

11番につきましては、個別の人権課題が出てきた時にこの11番という形で、「人権全般」というのは、やはり同和問題を含めた中で全ての人権にまたがるものという形の位置づけで、ここに書いていただくということで、例えば1番と4番、あるいは1番と2番というふうに対応するものも出てくるということでございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。今のようなご説明でいかがですか。委員お願いします。

(委員)

今のご説明で、個別具体的な課題というか、それぞれの差別についての課題がこの分野で上がっていると理解したんですけど、私自身が「人権全般」と書かれているととったときに、もうちょっとやはり人権教育に対する普遍的な課題というか、人権としての命の見つめ方が、私ら教育に携わっていますので、そうしたベースを勉強するような集会というか、そういうものがあると思うんですよ。それと、普遍的な部分の研修と個別具体的な課題が行き来して、人権問題に対しての取組が進められるというのが理想だと思っています。この「同和問題」がこちらの方では1番になっていまして、「さまざまな人権」が10番になっているんですけど、個別具体的な課題で言えば、「同和問題」がやはり同和問題をはじめというふうなあたりでよく言われますけど、やはりそこが1番で、「さまざまな人権」が10番というふうに、私自身は個別具体性ということではそう考えるんです。「人権全般」をやはりここで一つは普遍的な課題ということで、ベースとして捉えていくべきではないかなと思うんですけど。

(会長)

今のような解釈で、だいたいよろしいですよ。ありがとうございます。委員、よろしいですか。今のよろしいですか。

(委員)

それを、人権政策課から言ってほしかった。

(会長)

もう一度、おまとめいただけますか。

(人権政策課長)

今、委員の方からご指摘ありましたように、「人権全般」というものと個別具体的な課題というのを関連させながら取組を進めていくということでご理解願いたいと思います。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは委員お願いします。

(委員)

今、委員が整理された、そしてまた課長がお答えになったんですけど。やはり「人権全般」というところは、例えば今日例にある『人権を考えるつどい』とかそういう形で、例えば講師が湯浅さんの場合はどういう人権の課題としてどういう見立てのもとに、あるいはねらいのもとに招聘しているのか。今年の杉尾さんについては、『家族の絆』云々と書いてありますけども。「さまざまな人権」という切り口があると思うんですけど、そ

この意図というかねらいというか、その基本的な押さえを、人権政策課が確固としたものを持ってしていただかないと、いろんな解釈が生まれて、結果として「人権全般」で何でも、勿論何でも人権なんですけども、基本的人権の尊重というのはどこでも使われている言葉だけれども、この橿原市の人権施策に関わっての定義というか整理した内容というのは、やはりここは、委員の言葉を「そうです」ということではなくて、むしろ人権政策課の方からもっと具体的に出していただいた方が。私は1番というふうにこの様式の中で整理していただいた。これは人権というものを普遍的な課題として、いろいろなアプローチの仕方であらうよということ、市民に広く啓発していく意味合いで、例えば湯浅さんをお招きして貧困の問題・格差社会の問題なんだと。あるいは今年は、杉尾さんと呼んでというふうな。そのようなところを、もっともっと発信されるようなことがあれば、「全般」といってもいろんな視点で考えていけるんだなという。勿論、部落問題を挙げるならば、基本計画で言う1番の「同和問題」なんだというのは明確なことだと思うんですね。ですから、基本計画そのものは、やはり大事にしていく必要がありますし、その上に立ってこの「人権全般」の位置づけというのは、明確にさせていただいた方が。番号がずれるわけですが、先ほど西谷委員がおっしゃたようにね。1番からいったとしてね。そこら辺のことも、やはり皆さんそれぞれ考えてご発言なさっていると思いますから。十分事務局としては、そのあたりは明確に、所管課として持っていただければどうかなと思います。以上です。

(会長)

はい。人権政策課お願いします。

(人権政策課長)

人権政策課で、毎年『人権を考えるつどい』等を開催させていただいておりますが、そこに誰を講師として招くかということにつきましては、その時のいろいろと課題・問題となっておりますものを踏まえた中で、その関係の講師をお招きしています。今、湯浅さんの話も出ましたけれども、格差社会・貧困社会が社会情勢の中で今課題として取り上げられるような状況にあれば、そういった方を講師としてお招きするといった形の中で、例えば子どもの人権が必要であれば、子どもの人権に関わる方をお招きするという、一つのテーマと言うんですか、人権政策課では本年度はこういったことに力点を置いてやっていこうということで計画をしている状況です。

(会長)

個々の行事の中味というよりは、今日の課題はこの書式についてでございます。今委員の方からご発言のあったことは、即「人権全般」というところで全てのものが曖昧の内に行われていってしまうことになるんじゃないかという、ご危惧だったと思うんですね。ですから、「人権全般」という言葉自体がちょっと古いのかどうかということがありますがけれど、この趣旨がはっきりとできるように、戦略的にやっているということが分かるように、分野というものの設定や事業の内容の記述をしていただきたいというご趣旨だったと思います。何かよく分からないけれど人権に関係するから、「人権全般」にしておこうみたいなことになってほしくないという、そういうようなご指摘だったと思います。今のことに関してのことですか。

(委員)

7月11日は杉尾さんが来られますよね。この間、私は男女共同参画で花田景子さんの講演を聴いたんです。その内容というのは、私会場に入りますとビデオが放映されていまして。相撲の映像がね。それを何回も何回も繰り返して見ているわけです。花田景子さんというのは貴ノ花の奥さんです。貴ノ花のお父さんのビデオが

何回も放映されているわけです。その映像が頭に残るもんやから、話の内容が分からなかったことがある。ただ、非常に花田景子さんは知名度が高い。話し方も上手なんです。でもその目的があまり分からなかった。その映像が多いために。何回も繰り返してね。私何しに行ったか。頭に残っていない。相撲の内容で残っているのは、古い話ですが輪島とか高見山とか霧島、大鵬の相撲だけ見ておったと。やはりその構成がちょっと悪いのではと思って、このような記念講演にはね。お客さんが来てくださるのは結構ですけどね。でも何かやっぱりここを言いたいと言うことをはっきりしてほしい。構成ね。同じものを先に頭に洗脳しては具合が悪いと私は思いました。話はとっても上手です。

(会長)

今日は書式を考える、フォーマットを考えるということですけど、今も委員のご趣旨は、もう少し例えば評価も何人集まったかだけでなく、来られた方の満足度というか、それを人権の事業の中で本当に効果的であったのか、もう少し突っ込んで、人数だけでなく評価が必要ではないのかというご趣旨だったと思うんですけど。その辺りいかがでしょうか。

(人権政策課長)

事業を実施いたしましたら、アンケート調査をさせていただいております。アンケート調査の中で人数等の把握もできるわけですが、その中で参加していただいた時の感想とかも書いていただく書式になっております。それを見た中で、今委員さんからご指摘のあったようなことも踏まえて、今後また検討して参りたいと思います。

(会長)

アンケートの内容もあるということで。はい、どうぞ。

(委員)

分野6の区分けのところ、1から11までありますが、例えば個別の問題でパワハラ（パワーハラスメント）とかセクハラ（セクシャルハラスメント）とかマタハラ（マタニティーハラスメント）とか、こういうのはどの項目に入るですか。それから性的被害とかDVの問題は「女性」の3に入るんでしょうか。あともう一つ知りたいのは、働いている職場上のいろんなところで、人権被害を受けてたのがもし女性であれば「女性」の項目なんですか。男性の勤務者だったら「男性」になるんでしょうか。職場内の問題点は、どうなんですか。

(会長)

その辺りの切り分けはいかがですか。

(人権政策課長)

ここの切り分けは、基本計画に沿っているわけですけど、今委員がおっしゃっておられる女性のセクハラ等のハラスメントについては、切り分けとしましては1番と3番という形の区分けになってくるかと思えます。

(委員)

複数ある可能性もあるんですね。やはり仕事上の人権意識が必要です。

(会長)

お仕事、職場でのということですね。パワハラのようなものですか。それはいかがですか。11になるのでしょうか。

(人権政策課長)

新たに個別の出てくるような、人権問題は11番という形に入れさせてもらうことになろうかと思います。それで、区分けが出来ない部分については「人権全般」というふうに、区分けをするという形です。

(会長)

先ほどの1番と11番の違いに戻るのですが、1番は非常にベースになるようなものであるという理解でよろしいですか。区分けができないものに関しては、11番というか、個別の人権課題については11番ということよろしいでしょうか。そして、新たなものに関しても11番に入れていくと。ただ、11番はそうすると何でも入ってしまうということになるので、もしかすると()か何かをこの後に付けていただいて、より具体的にパワハラの問題とかマタハラの問題をここで扱いましたみたいな形で、11番の後に少し書き加えられるようにしておけばというふうに。委員もそういう意味でおっしゃっていただいているのかなと思うんです。

(委員)

そうです。あと、人権教育の問題がどこに入るのでしょうか。

(会長)

人権教育というのは、

(委員)

それはやはり必要ですね。

(会長)

人権教育は、1番になるんですか。

(委員)

どこにも入るんじゃないかと思いますが。項目として挙げておけば、問題を意識するんじゃないかなと思ったのです。

(会長)

分野というのは、どうも人権全般的なというか考え方ベースになるようなものと、あと個別の人権課題という感じになって出していますね。人権教育というのは、1番になるんでしょうかね。

(人権政策課長)

人権教育につきましては、「人権全般」の括りになるかと考えています。それと、「さまざまな人権」先ほど会長からもあったんですけど、やはり個別具体的に出てくる問題・課題というものについては「さまざまな人権」という形になろうかと考えています。今あくまでも橿原市の基本計画あるいは現在の実施計画に合わせた形の中での括りになっておりますので、当然またこの括りというものも、今後新たに変わっていくことも考えられます。

(会長)

ありがとうございます。そういうことですね。要するに計画に基づいて事業がなされますので、計画の括りが今どの計画の部分の事業なのかということが分かるように、この6番の分野があるということです。今のことに関してでしょうか。

(委員)

今、人権教育と言うところで括りが話されていたんですけども、実施計画3ページの一番初めなんですけども、人権教育は学校教育と社会教育に分かれた分野であるというふうに、やはり括りが違うと思うんですよ。個別具体的や普遍的な分け方の中にあるのではなくて、学校教育か社会教育かというふうな括りで判断するものだから、例えば、僕ら学校教育の中で人権教育と言うのは、個別具体的なものも普遍的なものもいっしょに考えていますので、それを「全般」というふうにそこに入れてしまったら、そこには個別具体的は入らないことになってしまいますので、そういうふうな考え方は、括りがずれているんじゃないかというふうに思います。人権教育では、私らの子どもたちに対するベースというのは、やはり普遍的な部分を大事にしています。例えば、違いを豊かなものとして捉えていくとか、自尊感情で自分はありのままでいい自分自身に自信を持つとか、つながりを大切にするという視点があるんですけど、そういった辺りで言いましたら、普遍的な課題というふうに考えられます。やはり部落問題から在日の問題から、僕らも教育としてやっていますので、それは括りの範囲が違うと思います。私からちょっと意見を言わせていただきます。

(会長)

今の委員のご意見もあったのですが、整理していただくと、はい、よろしく申し上げます。

(教育長)

今教育のお話がありましたので。今お話をさせていただいているのは、人権施策に関しての実施報告と計画ということで、これは市役所庁内全般に回ります。だから、あまり難しい仕切りにしたら皆首傾げますので。要は誰もが理解できるということだろうと思います。一つの考え方としましては、「さまざまな人権」というのは誤解の元になっているのかなと思います。これについては、もっと分かりやすい表現にしましたら、「その他の人権課題」ということにして、例えば1番の「人権全般」は分かるんです。すべて包含したお話であるとかその施策であるとかがあり得ますが、この位置にあるのが分かりにくいのかな。一番これをラストに持ってきて、例えばこの1番をはずして、2番を1番に繰り上げていき、最後に「その他の人権課題」があると。それで、どこかに当てはまる。だけど全部に当てはまっている場合は、一番最後に「人権全般」を持ってきたら、専門的にはよく分かりませんが、全ての職員が見てやりますので、少なくとも分類を分ける時には、こちらの方が誤解が少ないかなと思います。教育になってきたら全てやっていますので、どっちに丸付けるねということになりますので、分かりやすい方がいいかなと思っています。

(会長)

ありがとうございます。そしたら、中味につきましては、市役所の皆さんがお分かりになりやすいような形で分野分けをしていただいて、ということですよ。ご趣旨はね。この書き方については、どこに丸をつけたらいいのか各課さんが分かりやすいように、今後調整していただくということでもよろしいでしょうか。それでは委員どうぞ。

(委員)

私、先ほど申し上げましたけれども、基本計画がありますよね。この緑の資料の83ページに基本計画概要図があります。これがベースでしょう。これが、基本的なところ何によって立って、この書式を考えておられるのか。先ほどおっしゃったから、だから、今教育長がおっしゃったように、例えば分野別の人権施策の推進については、①は「同和問題」で最後⑩は「さまざまな人権」。これが基本計画として、少なくとも檜原市の人権施策のいわゆる基礎基本になっている内容でしょ。このことをベースに書式があって、そして「人権全

般」という教育長がおっしゃったように最後に持っていくとかね。当然これは、市役所の職員は当然でありますし、またこの基本計画の概要についても、市民にも一応示してきた経緯ということにおいて、市民にもこの書式も公開して、事業の効果測定をします。これ基本の話と僕は思うんですけど。そのようにご説明いただいたら、その解釈をめぐるいろんなことが別に、委員がおっしゃっているところも全て基本理念のところにも人権教育の視点も含めての、先ほど自尊感情は基本的視点の①に入っているわけです。そういう形でこの機会に合わせて確認されたらいいと思いますし、パワハラの問題とかいわゆる「ブラック企業」とか「ブラックバイト」とか最近さまざまな人権課題がありますよね。そのことも含めて包含するような整理を今後していただければいいのではないかなど。あくまでも基本計画に基づいての取組である。基本計画をもし、この審議会等も含めてさらに充実したものにするならば、それはそれとして取り組んでいけばいいと思いますし、ある程度国や県の段階での、こうした人権施策に関わるところのカテゴリーというか使い方が整理されていると思いますので、その辺りの確認でいいんじゃないでしょうかね。まあ、確認です。

(会長)

はい、ありがとうございます。具体的には今出ている「同和問題」が2番になっています。これを1番に繰り上げ、緑の冊子の83ページの分野別の人権施策の推進についての番号をここに書いていただいとということですね。どうしてもそこに入らないものがあれば、最後に付けていただくというような形で切り分けていただくということではいかがですかね。

(人権政策課長)

今、委員から出ておりました意見につきまして、「同和問題」から始め、「さまざまな人権」までというくりになっております。基本計画に対応するような形で、この書式も整理させていただきます。

(会長)

それが一番分かりやすいかもしれませんね。そのようにしていただければと思います。じゃこのところはこのようにして。その他、市役所の方が分かりやすいようにしていただくのが一番だと教育長さんのご判断です。確かにそうだと思います。よろしく願いいたします。その他いかがでしょうか。目標というのが、新しく付け加えていただいたという先ほどのご説明でした。この目標のこととか、後は各事業年度の比較がしやすいような形になっていたりとかいう点があったと思いますけど、この辺りの点いかがでしょうか。はい、お願いします。

(委員)

この様式は昨年度の実施報告と今年度の実施計画というものを一緒に報告するという形になっているんだと思います。私が感じるのもあってどうか分からないですが、市の職員の方がこれが見やすいと思われるのかもしれませんが、私としては順番に書いてもらった方が分かりやすいんです。例えば⑧番なんですけれども、これは今年度なんです。だからこれは⑩番と⑪番の間に入ってくる時間的に言えばそうなのかなと思うんです。私は、だから⑩番が昨年度、⑧番が今年度。そして更に次の年⑩番来年度に向けてといういことになるんです。私としてはこの⑧番を、⑩番と⑪番の間に入れてもらうのが見やすいです。もしこの方が見やすいというのであれば、それはそれでいいんですけども。感想で言わせていただきました。

(会長)

はい、ありがとうございます。とても重要なご指摘だと思いました。いかがでございますか。

(人権政策課長)

今⑧番を下の方ということですが、今ここの事業実績の成果・事業の課題というところで、事務局の方で考えていますのは、⑦番の26年度は終わっております。27年度においてもこれを集約させていただくのは、10月ぐらいの予定を考えております。それまでに事業が終わっておる部分も27年度においてもありますので、それも踏まえた中での事業実績の成果と課題という形で書いていただくということで、こういう書式にさせていただきますいております。

(会長)

なるほど。27年度の途中までがその事業内容に入るということですか。今この計画書は、この審議会に出されることを前提にお作りになってらっしゃるのかなと思いますが、そういうことでよろしいでしょうか。

(人権政策課長)

今日、ここでこの書式の方を決めていただきましたら、次回10月に予定しております審議会の方に、各所属の方から取りまとめましたものを提示させていただいて、ご審議願いたいと考えております。

(会長)

はい、わかりました。今の委員のご発言は、市民から見てもちょっと分かりにくいんじゃないのかな。この資料は、市民の方も勿論見られるわけですね。そうしたときに、年度別になっていた方が分かりやすいんじゃないのか。つまり、この審議会のタイミングも勿論大事なんですけども、年度別に26年度はどういうことをやって、どういう成果があって、どういう反省があって。それが27年度にはどうなって行って、そしてどういふ成果があって、28年度につながっているのか。こういう流れが時間的に見えたらいんじゃないのかといったご発言であったと思います。審議会の方は、もうそういうふうになってても分かりやすいかなという気はするんですけど。勿論審議会は、3月の末にあるわけではありませんので、今年度でしたら27年度の10月に予定されていますので、27年度は途中まで終わっちゃっているということなんですけど。それでも、今のような形にさせていただくことも問題はないんじゃないのかなという気はするんですけど。その辺りはいかがですか。

(人権政策課長)

事務局の方で、こういった形で案を作らせていただいておりますけれども、今日ここで委員さんからの意見を踏まえた中で変えていくということも当然考えさせてもらっています。

(会長)

ありがとうございます。他の方も、ご意見をいただければと思いますが、今の委員のご指摘について。

(委員)

今言われた内容で、特に事業成果に関しましては、26年度実績成果と27年度の実績成果がばらばら。2つ合わせて1つにするのか。26年度の実績。終わっておれば27年度の実績もある。2つ合わせて、この場合だったら「やや成果は大きい」というB評価になるのか。AとBなのか。BとCなのか。AとCでBになったのかという形の部分があるので、先ほど言われたように年度毎の成果を括るんだったら、順番は今言ったように時系列に書いていただくと分かりやすいか、逆にその事業の個別の成果が分かるような形で書いていただく方が分かりやすいのかなと思うんですが。

(会長)

もう少し他の委員のご意見も聞いてみましようか。今の点でご異論等ございませんか。無いようですので、事務局の方で今のご発言に対して、書き難いですかね。作成のしやすさという点からもご検討ということもあると思うんですが。

(人権政策課長)

委員がおっしゃるように、それぞれの年度毎の評価という方が分かりやすいということでございます。事務局といたしましては、先ほど申し上げましたように事務局案として考えていたのですが、前年度までは、それぞれ単年度、単年度での評価という形で出してもらってございましたので、その流れと言うことであれば、ご指摘のように単年度の部分で評価をしていただく形で、変えさせていただくという方向で検討します。

(会長)

そうしましたら、今のこと、時系列で年度毎の評価という形で作り変えて。作り変えた結果に関しては、他の部分もあるかも知れませんが、作成していただいたものを皆さんに郵送等でご確認していただくということで、取り運びさせていただきたいと思っておりますけれど、委員の皆様それでよろしいでございますか。私と事務局の方で作らせていただきたいと思っております。委員よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

その他の点、いかがでございますか。今のようにになると、かなり分かりやすくなるかなという気がしますね。その他にも議題があるんですけど、事業の目標なんですけど、もう少し具体的にすることができませんか。つまり、人権意識の高揚ということなんですけど、どういうふうになったら高揚したと言えるのかということも、もうちょっとイメージすることができるでしょうか。その事業を立てる時のことだと思うんですが。その余地があればお願いしたいなと。つまり、ここの目標という欄を作っていたいただいたのは結構なんですけど、人権意識の高揚ということになると、どちらかと言えば書いても書かなくても一緒のような感じになってしまっ。はい、お願いします。

(人権政策課長)

会長が指摘されてますように、当然、漠然とした目標では目標にならないのではないかとということですので、できるだけ分かりやすい目標に向かっていけるような、具体的な目標を入れていきたいと思っております。

(会長)

これは、事業を計画する時の問題だと思います。計画した後で、ここを詳しくするというのはできないものですので、これから新しい事業を立ち上げられる時は、その辺りを少し詳しくして、目標を見定めた上で事業を展開していくということになると、中味をどうするかも考えやすくなってきます。その他いかがですか。今の点ぐらいでいけるのであれば、微調整でいけるかなと思っておりますけど。その他、ご発言いただいていない方も、もし何か特にごございましたら。はい、ございませんので、今の点、私と事務局の方で修正を詰めさせていただいて、委員の皆様にはご報告を郵便等でご確認いただくという取り運びをさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは協議事項の二つ目に移りたいと思っております。外国人施策についてということでございます。これも、事務局の方でご説明いただけるでしょうか。

【『外国人施策について』事務局より説明】

(会長)

はい、ありがとうございました。今、資料3に基づきまして檀原市の外国人施策の今実施しているものと、これから検討に入ったもの、ということで二つに分けてご説明していただきました。1番の現在実施しているものを見てみますと、どちらかというと新しく檀原市に来られた方を対象にした事業があって、それはまあそれなりに充実したものだなあとと思います。しかし、自己実現が図れるような、いわばニューカマーではないオールドカマーの方々にも目を向けたような施策については、これから2番にあるような感じで、今後檀原市が実施を検討しているものの中で、実現していきたいというようなことであつたと思います。八尾市と富田林市の方にも行かれて、このようなことを今ご検討いただいているというようなことをごさいます。はい、ではそのようなことで、外国人の施策全般に関わつてということではなくて、オールドカマーの方々を含めた民族的自覚と主体性・自己実現が図れるような施策にポイントを絞つて、皆さんのご意見を伺いたいなと思います。どなたからでも結構です。委員、よろしくお願ひします。

(委員)

かつて今の人権教育課が同和教育指導室と言われていた時に、「在日外国人教育に関する指導指針」が作成されたことがありました。確か、西谷教育長がおられた時だと思ふんですけど、1年間かけてここにおられる委員にもその一員で大変お世話をかけたんですけど。それは今、教育委員会及び檀原市では、どのような位置づけをされておるのか。また、学校・園、いろんな出先機関では活用されておるのか。せつかく各代表の方が貴重な時間を割いて作っていただいたものですので、その後の、今日までの経過等を報告願ひたらと思います。

(会長)

はい。人権政策課さんよろしくお願ひします。

(人権政策課長)

今「在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針」を1998年3月23日に檀原市と檀原市教育委員会とで作つております。作つていただいたのは、人権教育課の方で作つていただいておりますが、この教育指針については現在も、これに基づきながら施策を進めていくということです。私が先ほど述べました自己実現が図れるような施策というものを、この指針の中にも盛り込まれておまして、この指導指針も踏まえた中で、檀原市として取組を進めていかなければならないと考えております。

(委員)

それを、具体的なものにしていくために、今何か取組を継続的にされておるものがあれば、教えていただきたいと思ひます。

(人権政策課長)

今、それを具体的に進めていくということで、今回議題として、今後実施を検討しているものを挙げさせていただき、ご意見をいただくために議題としております。こういったものを進めることで、具体的に事業を展開して、共に助け合いながら生活していけるものとして考えておるところです。今までは、人権教育課におきましても、在日外国人の教育研究会等の場においても、委員さんに講師に来ていただき、あるいは国際交流センターからも講師に来ていただいた中で、話していただいております。

(会長)

はい、付け加えてございますか、どうぞ。

(副市長)

委員からありました教育に関する指導指針がございまして、これが作成されましたのは、平成10年の時でございます。正直、私自身もひとつ反省していることなんですが、私も職員あがりなので、どれだけ私自身がこれを認識していたのかというのを、改めて今回この指針を見せていただいて、一つ反省しているところがございます。今課長が申しましたように、これの基本があってこれまでの10数年進んできている中で、どれだけの位置を占めてきたのか、どれだけ職員自身も認識していたのかというのが、正直、今回この指針を私自身が把握できてなかったこともございました。これは正直に反省をしているところなんですが、平成10年にいろいろ検討していただいてこの指針を出していただいた。それがやはり有名無実になってきたのではないかなと反省を今回改めて思ったところがございます。その中で、今回外国人施策という形で審議会の方に協議事項であげさせていただいております。先ほどから課長も説明してますように、全ての所で一度にできるというのは非常に難しいというのは、皆さんご理解いただけると思うんですが、やはり取り組んでいく意識を持っていく中で、まずこれを検討していくものということ、実際やってきたこと、それにプラス次に検討していくもの、というように一つ一つ階段をもう一度登っていきなさいということが、今回この指針を改めて見て感じているところがございます。これは私自身職員のトップとしまして、反省ということで委員さんにご認識いただければと思っております。今後こういうことをしっかり職員一同持ちながらいきたいと思っております。以上でございます。

(会長)

はい、ありがとうございます。その指導指針は今配布していただくことができますか。

【『在日外国人（主として韓国・朝鮮人）教育に関する指導指針』を配布】

(会長)

委員お願いします。

(委員)

その指導指針を報告及び計画書に載せていただいたら一番いいかなと思います。それと、いろんな人に目につくのでいいかなということが1点と、それから説明されたように3枚の上中下の「在日新世代」ということで、お願いしました。その説明をさせていただきます。実は今、くしくも指針の話がされました。その指針の策定委員の中に私も入っております。それは、外国人の教育指針を作るのに外国人が入らなくて、当事者が入らなくて何ができるのかという、本当に基本的なところに立っての私の参加でした。実はその指針が出たときは、私の一番上の子は高校生でしたけれども、樫原市に住む外国籍を持つ親や外国にルーツを持つ親にとって、この指針は大きな励みでもありました。それを裏付けるがごとく、この3枚の資料です。一番上の「祖父の歴史 勇気に」という記事なんですけど、これは私の長男と今一緒に暮らしているお爺ちゃん・お婆ちゃん。実は彼が自分の民族名を名乗ったのは、小学校の6年生でした。その時は当たり前のことを当たり前にならないとだめだという本当に純粋な気持ちから彼はスタートしました。だけど中学校・高校に上がり、社会人になっても取り戻した本名をそのまま生活できました。それはなぜかと言うと、周りにいる友達、それを支えてくださった先生方、それから樫原市でそういう指針を作ったというバックボーンがあったからこそ、彼は大阪に出ても、樫原市を出ても自分の民族を大事にしていく。そこで自分のこれからの人生を見つめるときに、

自分のお爺ちゃん・お婆ちゃん、1世の初めて渡ってきたお爺ちゃん・お婆ちゃんの人生をもう一回見つめようということで、ルーツを調べ、今回本にしたんですね。それがたまたま「在日新世代」という企画で、韓日、日韓国交正常化50年という、6月22日がその50年に当たるんですけど、その当たる少し前にこの資料を目にされて新聞記者の方とカメラマンの方が我が家に来られ取材という形になりました。その人たちは、この檀原市におられた新聞社の方たちです。だから、指針のこととか外国人のことでやっているということは、どこかの中に入っていたので、こういう形になりました。これは、一番最初の1枚目のところは結局自分のルーツは何なのかということを見つめられる、そういうこの1枚です。お爺ちゃん・お婆ちゃんを知ることによって自分の人生のがんばり方、それから周りの日本の子に示せる、アピールする仕方をものすごく教わった1枚目です。2枚目は、だけど個人ではそれは絶対にできないんです。個の家庭、一戸の家庭では。それはなぜかと言いますと、同和教育も一緒だと思いますが、自分達が抱える問題が、ちょっと横を見たら同じ民族を持つ子、そういった子たちとのつながりがあるというのは、大きな力になっていくんですね。その子どもたちが出会いながら、世代を越えて、1世の親たち、2世の親たちの考え方も、それから自分と同世代の子たちの考え方を学ぶことによって、つながりを持つことによってエンパワメントしていける。自分の人生観を考えていける。そこを持ったら、周りの日本の子に自分の存在を言えるという力になっていく。それが「外国人同士絆を紡ぐ」という内容になっていると思います。3枚目は、じゃあそこを得たら次どうするのかと言えば、共生のまちですよ。つまり、周りにいる日本の人たちと、それからどんなふうに自分たちをアピールし、周りの日本の人たちに影響を与えるかという、その真摯な気持ちをここに託しています。それは、これからさらに50年をどう過ごしていくかという、その1・2・3という形で提示された新聞記事がちょうど6月16日に出了たので、それを今皆さん方が検討される中に、思っただけならばなと思っただけ提示しました。見てもらってすぐ読むのは大変かと思っただけなので、説明させていただきました。私自身はずっとこの審議会に出ながら本当に地団駄踏んできました。それは指針が出て、そこ2つを挙げながら一方が本当に為されてこなかった現実。だけど教育指針があったがゆえに、我が子はそういう自分の道を持てる子になれた。それは私の家庭はラッキーでしたので済ましてはいけない。どの子もそのことが本当に担える子になってもらいたい。だから、檀原市のいろんな部署で、いろんな知恵を出しながら、また私たち外国人、コリアンだけでなくいろんな外国の親たち、それから実際現場におられる先生方、国際交流センターなり、そういう外国に関わる人たちの、いろんな人たちが集まった中で検討をしていってもらえたらいいかなと思います。

ここにおられる委員さんの中で、新しい委員さんもおられますが、ずっと関わってくださった委員さんの中にもいろんなご意見があると思うんです。ニューカマーの人たちは、本当に日々大変な中をサポートしてあげようと、檀原市は本当に早くできました。それは重要なことなんです。でもそれが、一方違う視点から見れば、日本語ができない人に日本語指導できる人をつけることによって、日本語が達者になっていく。でも、はっと気づいたときに、自分の母語を失い、我が子との接触、我が子に自分の民族を継承できないという落とし穴があるということ、在日コリアンは味わってきたので、今オールドカマーの問題ですとおっしゃるんですけど、これは全般的にニューカマーの問題になっていく内容であると思います。それと同時に、周りにいる日本の子が韓国やいろんな国に視点をおいても、檀原市の周りを見たときに、あっ、自分たちの市にこういう人たちがいるんだという視点を持てる一つ大きな、いろんな波及がする内容かなと思います。是非皆さんのご意見を出し合いながら検討していただけたらなと思います。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。多文化共生ということについて、非常に重要なご指摘と、この新聞記事もですね、今まさに問われなければならない問題だという形でご説明いただいたところでございます。ありがとうございました。時間も限られておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。委員をお願いします。

(委員)

私、今の委員の発言と副市長がおっしゃっていただいたことに関連して、発言させていただきたいと思っております。まず、副市長が大変真摯にこの平成10年に策定された「外国人教育の指導指針」に関わって、反省も含め更に施策を充実していきたいという決意を冒頭おっしゃっていただいたことを、まずは評価をさせていただきたいと思っております。単なる教育委員会だけの課題ではなく、本来ならば多文化共生の人権のまちづくりと云うのでしょうか。そういうものを目指してきた、この橿原市の人権行政の歴史があると思うんです。逆に言えば、橿原市が同和行政を中心に始めてこられたことから、さまざまな人権課題の施策を行っていく外国人教育に関わっては、平成10年の指針の成果があるだろうというように思います。私も学校現場にいる者でありますから、在日コリアンの生徒と3年間付き合っ取組をしたことがあります。最終的に本名宣言という取組、本名を呼び名乗る取組を目指しましたが、しかしまだ私の課題としましては、私の向き合った子どもは、現在39歳になろうとしておりますが、実社会では、委員の子どものように、実際は本名を名乗りきれない現状がある訳ですね。それはまさに、在日コリアンを取り巻く差別の現実であります。私は今年、県の外国人教育の研究会の役員をさせていただいている訳ですが。例えば毎年、この在日外国人の在籍調査を進めております。昨年のデータで橿原市では、125人の生徒、幼児も含めましてですが。コリアンの生徒は31人というふうに出ております。よろしければこのデータは提供したいと思っております。例えばコリアンの生徒を奈良県全体で見ますと、272名と出ております。その272名で、母語読みの民族名あるいは日本語読みの民族名つまり本名を名乗っている生徒は、39名に過ぎません。多くは日本名を名乗っているという現実があります。これはまさに私が申し上げた、本名を名乗ることが、残念ながら出自は明らかにすることであり、結果としては差別を誘発・誘引する。そして、いわば誇りを奪わざるを得ない。まさに日本人の問題である訳ですね。その意味での教育課題ということで、外国人教育というのが取り組まれてまいりました。奈良県においては、1986年(昭和61年)だったかと思いますが、県としては、都道府県では初めてこの外国人教育の指導指針というのが作られた訳です。それは、同和問題をはじめとするさまざまな部落解放を含め、同和教育を進めてきた人々の願いが結集して、長い長い間の願いの結集を元にして県の指針ができて、そして取組が始まって橿原市でもやろうではないかということで、委員からおっしゃっていただいたように平成10年のところに結びついている訳ですね。そして、今に至っているというところの、きちんとした橿原市の行政が果たしてきた役割と、再度がんばっていかなければならないというその脈絡の元での、私は副市長さんの真摯なご発言であるということを受け止めて、この協議題に関わっても、少しは具体的にはこの内容で、これは今まで当然やっておくべきことであるんですが、しかしより内容のあるものに、我々教育現場の者も一層ある意味ががんばらなければだめだなということも思っておりますし。十分に人権教育課と人権政策課、関係各課ですね、この間もこの課題となってきたと思うんですけども、連携をしていただくと。あるいは私たちのような学校現場の者、研究団体と交流連携の中でより充実したもの、なにより当事者の意見を踏まえていくは当然のことではありますし。その辺、非常にアンテナを広く立てていただいて、関係する者の取組ということに、関係する者だけでなく、広

く市民にアピールしていくような、そういう内容を組み立てていただくということが大事だなと思っております。私も500数十名の生徒を預からしていただいておりますけれど、やはりルーツのある生徒、あるいはいわゆるニューカマーに当該すると思われる生徒もおります。本当に少数であります。でも、その少数の子どもたちや保護者がどんな思いでおられるのかということも、きちんとベースに、我々が想像力を働かしながらの教育、いわゆる誇りを持たしていくようなことは、どの学校でも園も所も意識しておるでしょうし。私は校長会で来さしていただいておりますので、そういったことを発信していきたいと思っております。この機会でもありますので、さまざまな経験豊かな委員さんのご意見も頂戴しながら、この原案と言いますか、この出されている内容について、さらにさらに膨らましていただけるような形で、私たちががんばっていききたいと思っております。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。いろいろな経緯についてだんだん分かってきたなと思います。他の委員の方で、今のご意見とつながるような形でなくても結構ですけど、いかがでございますか。私も樫原市に住んでいますが、この指針のことについては、申し訳ございません、存じ上げませんでして、今日初めて知りました。皆さんのご認識ですと、指針が出ていたにもかかわらず、活かし切れてなかったということがあったんじゃないかということですけど。それは多くの方の共通認識というような感じに受け取らせていただきましたが、だいたいそういう形でよろしいでしょうか。今、まさにこういう指針を活かす時期でもあるというか、今までにもうすでにそういうことはしてしかるべきであったけれど、なかなかできてなかったことに関しても、もう一回ここに立ち戻って、ここから改めて考え直していこうじゃないかという形になっているのかなと思います。委員、お願いします。

(委員)

今の話の中での自分の感想というか思いだけなんですけども。委員の長男さんですね。私が6年生の時に本名宣言をしてくれました。そのことについては、今本人がそのことに対して本当に前向きに生きてくれているということは、ものすごくこの新聞を見ても嬉しいですが、ぼくがこれを見るときに思い出すのは、先ほど委員がおっしゃったように、同じ学級の中に在日コリアンのルーツを持つ子どもがもう一人いたんです。委員の長男が本名宣言する時に、その子にもやはり本名宣言をしてほしいということで、お家に何回も行かせていただいてお話をしたんですけども、ご商売をされているというあたりで、やはり本名を出すことはできないとおっしゃりながら、〇〇君が前で自分のルーツをきちっと言う中で、もう一人の子が自分はどうするんだという思いでずっといて、その子に対してぼく自身は何もできなかったというふうな、逆にすごくしんどい思いというか、そのことも思い出します。先ほど委員がおっしゃったように、やっぱり自分の本名を大事にしながら、ルーツを大事にしながら生きている子どもさん、大人になってもがんばっている子どもさんに対しても嬉しいんですけど、やっぱり今も本名宣言、自分のルーツを明らかにできない、そんな中で暮らしている子どもたちや人たちもいるということも、私自身は一番自分のなかで胸に刻んでいるものなので、本当に今話をより広く皆さんで捉えていただきたいなと思います。感想です。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

一つだけ確認と言うか。外国人のこの施策をしていくのに、外国にルーツを持つ子どもたちが、自分の民族の本名を名乗るためにやるのではない。この子達自身が、自分の民族を愛し、そしてそれがとりわけ両親を愛していくことに繋がる。その愛する姿、そして両方の親を本当に見つめ、それを周りの子にアピールするという力をつける場をこの橿原市で培ってほしいんです。実は私自身その在日の子たちを集めて、オリニ会という子ども会みたいな形でやっているんですけども、度々この審議会の中でも話したと思うんですけど、そこに一人高校からずっと来ていた子が、実は橿原市で結婚をして、ご主人は日本の方なので、子どもはダブル籍になります。韓国と日本の国籍を二つ持って22歳のときに、その子たち自身が選択をするという国籍を持っています。日本人のお父さんが自分の結婚をする時に、国籍を越えて結婚をしました。だけど、子どもを持ったときに、この子どもをどう育てるかというときに、日本のお父さんは韓国の事をわからないので日本でいいじゃないか。自分の子どもの国籍になったときは、考え方が変わるんです。それが今の橿原の現状です。だからそうではなくて、自分の子どもでダブルという籍を持っている子が、本当に育つ中で、選択をする時にどっちにしようかなと迷えるぐらい二つの文化が、この双子の子たちが持つ人格を育てる過程の中に、この橿原市がどれだけのものができるのかということだと思えます。それが、私自身ずっとオリニ会をやりながら、ここに集ってきた子どもたちがいろんな形で、その子は日本の名前を名乗っています。民族名は名乗っていません。でも、しっかりと今、私と同じ保護者という形でスタッフとして関わってくれています。そして、我が子を連れて来ています。そういうことが本当に出来ていく家庭を、他の外国の人が見たときに。例えば中国の人が見たときに、あっ、私たち中国も本当にせや、自分の子どももダブルであろうが中国人であろうが、私たちの子どもにもこんなふうに、自分の子どもを教育していく、育てていく、この橿原市でやっていこうと思えるそういう橿原市になってもらいたい。そのための一歩をこの人権審議会ですべて培ってきた、会議をしてきた内容が一つに結集できるように、何らかの形をもっていけたらなと思っています。本名を名乗ることだけが、本当に目的ではないです。周りの日本の子とどれだけ自分の民族を出しながら、一緒に共に生活できるかという力を、この子たち付けてあげたいという願いでいます。

(会長)

はい、ありがとうございます。今さまざまな方からお考えを表明していただきました。で、この資料3の2というところに、実施を検討しているということが2点挙げられている訳ですけど、この辺りを見ていただけますでしょうか。今お話を伺っていると、学校教育でできることが非常に多いですし、そことの連携というのが欠かせないという感じがします。そういった中で指導指針は、学校だけでなく市民の方にも呼びかけているものであるということでもあります。これに立ち返ってここから施策を検討・実施していくことになる訳です。そうしたときに、資料3の2のところの今後の検討といったところで、少し皆さんのご意見を伺わせていただけますか。こういう形ということなのか、もうちょっと他のものが考えられることが必要なのか。今日時間があまりないので、ご意見を伺うことだけになると思いますけど、その辺り、伺わせていただければ今後の審議会でも引き続き取り上げられるかなと思います。いかがでしょうか。委員、お願いします。

(委員)

いろんな文化を学んでいくということは、非常に大事なかなと思いますし、人権教育の中でもそれを目指しています。僕自身は、先ほど基本的視点の中にもありますように、違いを豊かなものとして捉えていくベースを大事にしていきたいなと思っています。違いを豊かなものを感じるということとは障がい者教育、障がい者問題に

対してもいろいろありますけれども、違っていいんだという視点であると思うんです。いろんな違いを豊かなものとして感じる、そういった研修会や授業の中で、在日問題とかそういったことに結びつけながら、ベースを大事に、普遍的なものと先ほどから言っていますが、大事にしながらそこに結びつけるような、そういう意識の改革って言うか、そういうところも持っておいていただいたら、基本的な意識のレベルでの解決というのが必要かなと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。今日は取り合えず伺っておくことにしたいと思います。他に、はい委員。

(委員)

現在実施を検討しているものに入るかどうか分からないですけども、榎原市内に畝傍夜中があります。夜中自体は小さい時に、小学校・中学校に行くことができずにそのまま大きくなって、今もう一度文字を取り戻すためにがんばっていくということで、最初造られたものだったと思います。今もそういう方もおられますが、たくさんの方の外国人の方が来られています。そういう人たちが日本で生活されるのに、日本語の学習支援とかあるいは生活的な支援もいろいろ相談されたりする中で、日本での生活をやっていこうとがんばっておられます。また、夜中の中でもそれぞれの国の文化についての学習をして、それぞれの国の素晴らしいところをお互いに交流したりするというようなこともされています。この夜中が、榎原市にあるということ自体、素晴らしいことと思うんですけども、さらに先生がまだ足りないとかいうようなことがあると思うので、さらに夜中の充実、あるいは夜中というものの啓発をしていただければなと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。夜間中学校との連携と言うのも可能かなと思います。

(委員)

今、榎原市が本当に施策をやっていこうと示してくださいましたので、本当に外国人の教育も含め、地域の中のいろんな部分も含め、今、夜中で言われたように、そういういろんな外国人の現実に来られている方達。そういう人たちが一緒に自分の願いや思い、人生観、自分の子育て観、この榎原市でこんなところで住んでいたら良かったと思える、そういう願いを持つ人達。それからここにいる人権審議会の委員さんもそうですけど、その願いに役に立てるように自分もその委員の中に入って、そういう実行委員会形式みたいな話合いの場、意見を出し合い進めていけるような形式ができればいいかなと思います。みんなそれぞれ関わった内容があるので、考え方も違うだろうし、ただ方向性は一つにしながらやっていければなと思います。そういう委員会みたいな形が、この榎原市でできたらなということが願いです。指針を作られたときも、実行委員会形式で。目標は立てておられましたけれども、どんな内容になっていくか勉強会をしながら、榎原市で何が必要なのかを検討しながら、一つの指針を出されたので、そういう形が出来たらいいかなと思います。

(会長)

はい、ありがとうございます。今いくつかのご意見をいただいたとですけども、この時点で、今ここで終わり、この問題に関して検討終わりということではありませんが、何か反応ができれば、はい事務局の方でお願いします。

(人権政策課長)

いろいろな委員さんからご意見をいただきまして、ありがとうございました。今、委員さんがおっしゃられ

ました実行委員会形式での話し合いの場ということですのでけれども、私たちとしましては、やはり当事者の方も入った中で、まちづくり交流センターの方にも外国人講師の方もおられます。そういった方のご意見を聞く場というのを持っていて、そういった意見を踏まえた中で事業展開していくことが必要かなと考えております。今後また、企画政策課あるいは人権教育課とも連携を深め、あるいは委員がおっしゃられた夜間中学の方とも関係を持った中で、取組といたしますか事業をつくっていただけると考えております。それで、少しでも委員さんがおっしゃられましたダブルの子であっても、双方の国の文化や民族が学べるようにがんばってまいりたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。ここで話だけでは前に進まないと思います。どういう形で具体化するかということも含めてまたご提案いただければと思います。本日は時間がきておりますので、この問題はこれぐらいにさせていただきます。今の話ですと、どういうことができるのかということを検討する必要があるようですので、それもまた私の方と事務局の方でお話しをさせていただきながら報告させていただきます。勿論できることとできないこともいろいろあると思います。いろんなアイデアも必要かと思っておりますので、時間もかかることかなとも思います。今日の意見がどういうふうになっているのか、次回にご報告できるようにしたいと思います。そういたしましたら、ご報告事項でございます。平成27年度の人権審議会の年間計画について

【『平成27年度 人権審議会の年間計画について』事務局より報告】

(会長)

はい、ありがとうございます。ご報告ということで、質問等はないかと思っております。よろしいでしょうか。では、二つ目の報告である差別事象の報告、よろしくをお願いします。

【『差別事象の報告』について事務局より報告】

(会長)

はい、ありがとうございます。これについて、何かご質問ありますか。

(委員)

何度も発言して申し訳ありません。たまたま私、今年人権審議会に出さしていただくことになりましたので、詳細は省かさせていただきますが、市当局が人権侵害事案という形で、侵犯事案ということで申し立ていただいております。当然私も当事者ということで、法務局の来校を受け、当該事務職員と事実関係についての話も対応させていただきました。今だに報告があったように、あまり進展していないということで残念に思っておりますが、引き続き働きかけをしていただけたらと思います。幸いにも啓発連協をはじめ県の教育委員会もそうありますが、すべての市町村の校長会等で、この差別問題を取り上げていただいて、同様の発言があったときは毅然と行政職員・教員として対応するようというところで取り組んでいただいたということがあります。そういう意味では、一つの事案を教訓化するというところになったので、ありがたいことだと思っております。引き続き市としての取組をお願いします。このようにまだまだ差別の現実があるということですので、これは要望であります。提案でありますけれども、こうした差別事件を教訓化するためにも、そろそろ市民の人権意識がどのような状態にあるのかということも、アンケート等意識調査を考えていただけたらどうかと思います。と言いますのは、先ほどから出ております人権施策の基本計画とか、さまざまな節目節目で市民の人権に関する意識調査をされてきたと思うんです。もうかなり日も経っておりますし、こういった差別事件も

実際惹起しておる訳でありますので、勿論同和問題に限りませんが一度提案と言うことで、もう審議は結構ですので、一つの考えということで申し上げておきたいと思えます。よろしく申し上げます。以上です。

(会長)

はい、ありがとうございました。今のこともまたこの差別事象に関わることの報告も、引き続き次回の審議会でご報告していただきたいなと思えます。また、委員さんからご提案いただいたことも、事務局の方で考えていただくということにいたします。では、報告の事項二つ終わりました。どうもありがとうございました。その他ございますでしょうか。

(人権政策課長)

ございません。

(会長)

その他はないということで、本日の審議・報告が全て終わりました。今日も少し長くなってしまいました。皆様のご協力ありがとうございました。これで会議を閉じさせていただきます。

(司会)

皆様どうも、長時間に渡る熱心なご審議、また、多くの貴重なご意見ありがとうございました。まず書式のことにつきましては、一番最初に議論していただいた訳ですけれども、会長と事務局とでもう一度案を考えさせていただきまして、委員の皆様にご報告をさせさせていただくということでよろしいでしょうか。それと本日の審議につきましては会議録を作成しておりますので、これにつきましても委員の皆様にご送付させていただきます。また、この会議録につきましては、樫原市のホームページで公開を予定しております。本日の人権審議会、これで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。